

<p>物品又は役務の名称及び数量</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 物品調達又は業務内容</p> <p>(3) 物品調達時期又は履行期間</p> <p>(4) 履行場場所</p> <p>(5) その他</p>	<p>(1) 岩国港ポートビル周辺ほか草刈等作業</p> <p>(2) 岩国港ポートビル周辺ほかの草刈り・低木の剪定・処分と一般ごみの回収・処分</p> <p>(3) 1月29日から3月15日の間</p> <p>(4) 岩国市新港町・飯田町 地内</p> <p>(5) 仕様書等は、下にあります。 (スクロールしてください。)</p>
<p>見積書を提出させる者の選定に係る基準 (契約申込に要する資格)</p>	<p>○障害者総合支援法に規定する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設 ・ 地域活動支援センター ・ 障害福祉サービス事業を行う事業所として指定されている施設 <p>○障害者基本法に規定する小規模作業所</p> <p>○上記施設に準ずる者として、知事の認定を受けた者</p> <p>○山口県内に事業所を有すること</p>
<p>契約相手方の決定の方法</p>	<p>(1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した者を契約の相手方とする。</p> <p>(2) 見積書の提出が1者のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるかを確認の上、当該の者を契約の相手方とする。</p>
<p>見積書の提出方法</p>	<p>(1) 提出期限 令和6年1月25日(木) 12時</p> <p>(2) 提出先 住 所：岩国市新港町四丁目 26-5 所 属：岩国港湾管理事務所 連絡先：0827-22-2271</p>

仕 様 書

- 1 本業務は、位置図 1, 2 に示した①～⑧の場所における草刈、低木の剪定及び処分と一般ごみの回収及び処分である。(今回は、高木の剪定は、除く。)
- 2 業務時間は、平日の 8:30～17:15 までとする。
- 3 業務期間は、令和 6 年 1 月 29 日～令和 6 年 3 月 15 日の間とする。
- 4 完了後は、業務実施前後の写真を提出し、担当者の検査を受けること。

位置図 1


岩国市新港町地内



岩国市飯田町地内



位置図2

-  ...アスファルトから出ている目立つ雑草の除去
-  ...草刈り・低木剪定



⑦ 岩国港湾福祉センター→道路側

⑤ 車庫周辺

箇所	面積(m ²)
①	1060.9
②	127.5
③	330.0
④	107.6
⑤	30.0
⑥	117.0
⑦	124.0
⑧	260.0
計	2157.0



⑧ 護岸周辺(室の木30号線)
130m × 2m = 約260m²

